

# 「寺院振興対策」の基本方針

1. 目的 宗門の伝道教化基盤の充実を図るため、過疎地域に所在する寺院その他の寺院の振興支援対策、並びに人口過密化現象の著しい都市圏の開教その他国内開教対策を、相互の連携のもと、強力に推進することを目的とする。

2. 定義 「寺院振興支援対策」とは、過疎地域に所在する寺院をはじめとする既存寺院の振興支援のため、その実情に応じて行う各種法的、人的及び財的措置をいい、「国内開教対策」とは、国内開教の促進のため、その実情に応じて行う各種法的、人的及び財的措置をいう。  
なお、宗派においては寺院振興対策に関する取り組みとして、以下の施策を実施する。

## ＜宗派における寺院振興対策に関する取り組み＞

### (1) 寺院振興支援対策

- ①寺院振興金庫における各種支援
- ②各教区寺院振興対策委員会への支援（寺院実態調査等）
- ③過疎対応支援員
- ④離郷門信徒のつどい（ふるさとの会）
- ⑤地域・寺院活性化（実践事例紹介）
- ⑥相談窓口
- ⑦その他

### (2) 国内開教対策

- ①寺院振興金庫における各種支援
- ②その他

3. 基本方針 宗派における寺院振興対策に関する取り組みを踏まえ、中央寺振興対策委員会（以下「中央委員会」という。）と各教区に設置される教区寺院振興対策委員会（以下「教区委員会」という。）が連携し、寺院振興対策を推進する。

#### (1) 中央委員会

中央委員会は、寺院振興対策に関する情報を統括し、教区委員会からの活動報告や点検評価について確認を行い、教区委員会に対し必要な情報提供や指示を行う。

#### (2) 教区委員会

教区委員会は、教区内の寺院振興対策に関する情報の把握に努め、教区の実情に応じた実施計画を策定のうえ寺院振興対策を推進し、定期的に点検・改善を行い、活動内容について中央委員会に報告する。

<参考>

「過疎地域」の定義

宗門における「過疎地域」は、国の定める「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」）に定義される過疎地域を適用し準用する

次の地域を宗門において「過疎地域」と定める。

「過疎地域市町村」

人口要件かつ財政力要件ともに該当する市町村。

（「過疎法」第2条及び第41条）

「過疎地域とみなされる市町村」

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域とみなされる。

（「過疎法」第42条）

「過疎地域とみなされる区域のある市町村」

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件かつ過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域は過疎地域とみなされる。

（「過疎法」第3条）

以上